

議案第13号

富津市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
富津市漁港管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

国が定めている模範漁港管理規程例の一部改正に伴い、市が管理する漁港施設等の占有許可の最長期間を延長し、漁港の有効活用の推進を図るため、条例の一部を改正するものである。

富津市漁港管理条例の一部を改正する条例

富津市漁港管理条例（昭和47年富津市条例第14号）の一部を次のように改正する。
第8条第3項中「1月（工作物の設置を目的とする場合にあっては3年）」を
「10年」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。